

# 九州自然歩道フォーラム 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、九州自然歩道フォーラムと称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 利用者・地域・ボランティア・関係団体・行政の連携を深め、利用者と地域に夢を与える九州自然歩道の実現に向けて活動すること目的とする。

(理念)

第4条 本会は以下の理念に基づいて活動を行う。

- (1) 自然保護憲章を念頭に自然保護に努める
- (2) 利用者の視点に立った活動を行う
- (3) 九州自然歩道やこの会の活動が地元で愛される活動を行う
- (4) 地域づくり・地域活性化に繋がる活動を行う
- (5) 地域・ボランティア・関係団体・行政の密接な連携により活動する

(活動事項)

第5条 本会は、次に掲げる事項について、必要な検討と取組を行う。

- (1) 九州自然歩道の現状把握に関する事項
- (2) 利用者の視点に立った地図や利用情報の提供に関する事項
- (3) 「自己責任による利用」の普及啓発に関する事項
- (4) エスケープルート・リルートなどルートのあり方に関する事項
- (5) 適切な維持管理・モニタリングを行うための仕組みづくりに関する事項
- (6) 九州自然歩道を地域活性化につなげる仕組みづくりに関する事項

(管理者との連携)

第6条 事業の推進にあたっては、歩道管理者と情報共有及び必要に応じて協議を行うものとする。

九州地方環境事務所 国立公園・保全整備課  
福岡県 環境部 自然環境課 自然公園係  
佐賀県 暮らし環境本部 有明海再生・自然環境課

長崎県 環境部自然環境課 保全・計画班  
大分県 企画振興部観光・地域振興課 地域磨き班  
熊本県 環境生活部自然保護課 自然環境・公園班  
宮崎県 環境森林部 自然環境課 自然公園担当  
鹿児島県 商工労働水産部 観光交流局 観光課 観光地づくり係  
九州自然歩道沿線の市町村

### 第3章 構成及び会員

#### (構成)

第7条 本会は、次に掲げる個人及び団体により構成する。

- (1) 第3条の目的と第4条の理念に賛同する者
- (2) 九州自然歩道再生の活動を実施する者
- (3) 九州自然歩道を活用した地域活性化に取り組む者

#### (種別)

第8条 本会の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、かつ本会の運営に参画する個人
- (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して援助を行う個人又は団体
- (4) メーリングリスト会員 本会の目的に賛同してメーリングリストに加入した個人又は団体
- (5) 名誉会員 本会に功労のあった者、または学識経験者で、会員によって推薦され、運営会議で認められた者。

#### (入会)

第9条 新たに会員となろうとする者は、既会員の推薦を受けた上で、第19条に規定する事務局に対し入会の意思表示を行い、本会のメーリングリスト等において会員の反対意思が示されない限り会員になることができる。

#### (会費)

第10条 本会の会員は、4月30日までに別に定める当該年度の年会費を指定の口座に納入しなければならない。入会時には、会費を納入するものとする。ただし、事業年度の1月1日から3月31日の間付けでの入会となる場合は、初年度目の会員期間を翌年度末までとする。

#### (退会)

第11条 退会しようとする者は第19条に規定する事務局に届け出なければならない。

(除 名)

第12条 社会通念的にこの会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に反する行為をしたとき、又は本会の運営に著しい支障をきたした者は、第19条に規定する事務局の発議により正会員の過半数の合意を得て除名することが出来る。

(役 員)

第13条 本会に次の役員をおく。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表2名
- (3) 監事2名
- (4) 顧問1名

(役員を選出)

第14条 役員は、第16条に規定する会議において会員から選出する。

(運営委員)

第15条 本会は7名程度の運営委員を置く。運営委員は役員との重複を妨げない。

## 第4章 会議

(開 催)

第16条 代表の呼びかけにより会議を年に一回以上開催する。

(構 成)

第17条 会議は、正会員を持って構成する。

(議 決)

第18条 会議の議事は、出席した正会員の過半数を持って決する。

## 第5章 運営等

(事務局)

第19条 本会の事務局は、特定非営利活動法人グリーンシティ福岡に置き、次に掲げる事務を行う。

- (1) 会員管理に関する事項
- (2) 会員間の情報共有に関する事項
- (3) 会計事務に関する事項

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則変更)

第21条 本会則は、会議に出席した正会員の3分の2以上の合意を得て変更することができる。

## 附則

(附 則)

- 1 この会則は、平成24年8月1日から施行する。
  
- 2 本会の年会費は、次に掲げる額とする。
  - ①正会員： 5,000円
  - ②準会員： 3,000円
  - ③賛助会員： 30,000円
  - ④メーリングリスト会員： 0円
  - ⑤名誉会員： 0円
  
- 3 本会の設立当初の運営委員は、次に掲げる者とする。

野元尚巳	成崎 聡
岡野隆宏	税田裕子
志賀壮史	山口久臣
新村史明	加藤則芳